

事務連絡
令和元年7月22日

一般社団法人
日本総合健診医学会 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

風しんの追加的対策における請求・支払いに係る
留意事項について（情報提供及び周知依頼）

風しんの追加的対策につきまして、多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。
集合契約における請求・支払い（別紙1参照）については、現在、2019年4月及び5月の抗体検査及び定期接種の実施分について、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）から市区町村に費用請求が行われ、各市区町村が請求内容を確認し、国保連合会への支払いに向けた準備を進めている段階です。

今般、集合契約の内容と異なる方法等で実施された抗体検査又は定期接種の取扱いについて、当面の対応として、別添事務連絡のとおり、各自治体へ周知を行っています。

また、集合契約では、風しんの第5期の定期接種で用いるワクチンは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）としており、乾燥弱毒生風しんワクチンを使用できないことにご注意いただくとともに、請求内容を市区町村で確認した結果、医療機関からの請求誤りが認められた費用については、一旦、請求額が市区町村から支払われる予定ですが、今後、当該費用の精算方法について国保連合会と調整の上お知らせする予定ですので、予め御承知おきいただくようお願いいたします。

つきましては、貴会へ情報提供させていただくとともに、各医療機関への周知方よろしくお願いいたします。